

健 健 発 0215 第 1 号  
平成 30 年 2 月 15 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局

健 康 課 長  
(公印省略)

生活習慣病の重症化予防における国民健康保険部局等の関係部局  
との一体的な取組の推進について

平素より、生活習慣病対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

生活習慣病については、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に重点を置いた対策を推進することが重要です。

加えて、生活習慣病の重症化予防の取組に当たっては、保健衛生部局と国保部局等の関連部局で情報共有しながら、それぞれの有する人的・物的資源を有効に活用し、それぞれの立場からできることに取り組むことが重要です。

今般、保険局国民健康保険課が、各都道府県の国民健康保険主管部（局）宛てに通知した「都道府県及び市町村における糖尿病性腎症重症化予防に係る取組状況について」（別添）においても、重症化予防の取組は、医療・福祉・介護等の各制度にまたがること等により、国保部局と保健衛生部局等の関係部局との連携が必要であること等の調査結果が示されています。

このため、生活習慣病の重症化予防の取組に当たっては、本調査結果を参考にしつつ、国民健康保険部局等の関係部局との一体的な取組を一層推進していただきますようお願い致します。